

# ワイヤレス・テクノロジー・パーク2010出展規定

## 1.会 期

2010年5月13日(木)～5月14日(金)  
ただし、会場の都合及び天災等により変更する場合があります。

## 2.会 場 パシフィコ横浜 ホールC

〒220-0012 横浜市西区みなとみらい1-1-1

## 3.主催

YRP研究開発推進協会／YRPアカデミア交流ネットワーク

## 事務局

日本イー・ジェイ・ケイ(株)

〒105-0011 東京都港区芝公園1-2-6 ランドマーク芝公園7F

TEL:03-6459-0444 (代表)/FAX:03-6459-0445

## 4.出展料(消費税込み)

◆スペース小間(YRP会員) ¥415,800

◆スペース小間(一般料金) ¥456,750

(サイト・バックパネル等の基礎装飾は含まれておりません)

◆パッケージ小間(YRP会員) ¥520,800/(装飾込み)

◆パッケージ小間(一般料金) ¥561,750/(装飾込み)

小間料金に含まれるもの(1小間・9㎡当り) :

サイト・バックパネル、英和文社名板(1小間につき1社名)、

カーペット、受付テーブル1台、折りたたみ椅子2脚、

蛍光灯2灯、800ワットコンセント1ヶ、屑籠1ヶ。

◆出展社プレゼンテーション・スポンサーシッププラン

料金・内容につきましては出展申込書(2)をご参照ください。

## 5.出展申込み

### (A)申込み期間

2009年8月3日～2010年1月29日

出展申込期間中であっても、申込面積が予定面積に達した場合は、締切日を繰上げる事があります。

### (B)申込方法

出展申込書に必要事項をご記入の上、事務局にお申込みください。

### (C)申込面積及び位置

会場の都合あるいは出展申込の状況によっては、事務局が面積及び位置の調整をすることがあります。

### (D)申込みの決定

出展申込みは受け取りと同時に効力を発生致します。

なお、主催者は出展の申込みが、適当でないと判断した場合には出展をお断りする場合があります。

## 6.出展料金支払いスケジュール

* 支払期日	申込時から1ヶ月以内	出展料金の50%
* 2回目支払期日	2010年2月26日	出展料金の50%

◆各支払期日以降のお申込みの場合は、それまでの期日の合計額をご請求させていただきます。

◆約束手形によるお支払は、お受けできませんのでご了承ください。

◆振込手数料は、申込み者負担とします。

◆一括支払希望の場合は、事務局までご連絡ください。

## 7.出展申込後の取消

出展申込後出展を取消す場合は、次の通り取消料を申し受けます。

* 2009年12月25日まで	出展料の50%
* 2009年12月26日以降	出展料の全額

## 8.スペースの転貸等の禁止

出展社は、自社に決定したスペースを、主催者の承諾なしに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできません。

## 9.共同出展の取扱い

2社以上の出展社が、共同で出展を申込みすることができます。この場合は、1社が代表して申込み、出展料の支払等請求手続きを行ってください。

## 10.搬入と搬出

(A)展示物の会場への搬入期間および搬出期間などについては、後日主催者から「展示規則・運営要領」により通知します。

(B)会期中は、主催者の承認なしに、出展社が小間内へ展示物を搬入したり、撤去したり、あるいは移動することはできません。

(C)小間内の設備は、2010年5月13日 9時までに整備し、展示を完了してください。同時に空箱・残材等は撤去してください。

(D)出展社は、出展品の撤去を2010年5月14日 21時までに完了してください。期日までに撤去されない物品は、出展社の費用及び危険負担で主催者が撤去します。

## 11.印刷物と宣伝行為

(A)主催者は、本展のガイドブック等の印刷物全般の発行についての占有権を持ちます。

(B)主催者は、印刷物の作成にあたって、十分留意しますが、なお掲載に誤りや脱落等があった場合は、容赦願います。

(C)出展社がカタログ等を配布する場合は、自社小間内にかぎります。

(D)展示会に直接関係のない印刷物を配布・宣伝を行うことはできません。

## 12.補 償

出展社およびその代理者が他社の小間、主催者の設備、または展示会場の設備および人身等に損害を与えた場合は、その補償は出展社の責任になります。

## 13.出展品の管理と免責

主催者は準備から撤去までの全期間を通じ、警備保障会社と契約して会場の管理にあたりますが、展示品の損害、滅失、盗難に関する責任は負いません。

## 14.保 険

出展社は、会場への物品搬入開始から撤去終了までの期間、必要と思われるものについて損害保険に加入してください。

## 15.そ の 他

(A)展示品や小間の保守および清掃は、出展社の責任で行ってください。

(B)展示品の撮影、写生等の可否の許可は、当該出展社の責任で行ってください。

(C)天変地変等のやむをえない理由で展示会が開催できないときは、主催者は、すでに受け付けている出展申込みを取り消すことができます。すでに払い込まれた出展料については、必要経費を差し引いた上でなお剰余金があった場合、これを出展面積に按分して出展社に返却します。

(D)出展社が「展示規則・運営要領」の規定等に違反した場合は、主催者は、その出展社の出展をお断りする場合があります。この場合、その展示スペースは主催者が処分することができ、また、すでに払込まれた出展料は返却しません。

(E)主催者と出展社、来場者、関係者との間で解決できない事項が発生した場合主催者所在地の裁判所に裁定を委ねます。

(F)その他展示会の運営詳細は後日発行される「展示規則・運営要項」によってお知らせします。